

税の申告の受け付けが始まります ～手続きはお早めに～

平成26年分の所得税及び復興特別所得税と平成27年度の住民税の申告期限は、**3月16日(月)**です。確定申告書は、ご自分で作成の上、郵送などによりお早めに札幌西税務署へ提出してください。申告の際には、給与所得者・年金受給者は源泉徴収票が必要です。

なお、社会保険料・生命保険料・医療費などの各種控除を受ける方は証明書（領収書など）も必要になりますので、印鑑とともに忘れずにお持ちください。

税務署から「確定申告のお知らせ」が届いている方は、その文書もお持ちください。

区分	所得税及び復興特別所得税の確定申告	所得税及び復興特別所得税の還付申告 (給与所得者・年金受給者)	住民税(市・道民税)の申告
会場	札幌西税務署(発寒4-1)	札幌広域還付申告センター (中央区北1西13札幌市教育文化会館内) ※駐車場はありません。	西部市税事務所 (琴似3-1コトニ3・1ビル2階)
期間	2月16日(月)～3月16日(月) 9時～17時 ※混雑状況により長時間お待ちいただく こともありますので、なるべくお早め (16時ごろまで)にお越しください。 土・日は休みですが、2月22 日(日)、3月1日(日)に限り 申告の受け付けを行います。	1月27日(火)～2月13日(金) 9時30分～16時 土・日、祝日、2月9日(月) は休みです。	2月16日(月)～3月16日(月) 8時45分～17時15分 土・日は休みです。
詳細	札幌西税務署 Tel.666-5111 ※電話は自動音声応答によるご案内となります。		西部市税事務所市民税課 Tel.618-3914

- 確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。また「e-Tax(イータックス)」を使えば、直接電子申告ができます。詳しい手続きは、[国税庁ホームページ \(http://www.nta.go.jp\)](http://www.nta.go.jp) を参照してください。
- 所得税及び復興特別所得税の確定申告をされた方は、住民税(市・道民税)の申告をする必要はありません。
- 全市版28ページも併せてご覧ください。

◆公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は不要です(源泉徴収された税額の還付を受ける場合などは、確定申告書を提出することができます)。

また、確定申告が必要ない場合でも、住民税の課税において医療費控除・生命保険料控除などを受けられる方は住民税の申告が必要です。住民税に関しては、**西部市税事務所市民税課(Tel.618-3914)**へお問い合わせください。

【札幌西税務署および西部市税事務所位置図】

